

參考資料 1

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成28年11月14日現在

*1 田村市：電気力需給合会社。JR東日本管内から半導体の日本口子トランジスタを製造する。伊那谷地区：電気力需給合会社。伊那谷地区は、長野県伊那谷郡高森町、伊那市、上伊那郡辰野町、阿智村、御代田町、飯田市、川根本町、木曾郡南木曾町の1市6町。

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛尾村、飯舘村

*2 南相馬市(平成24年3月10日付け指図)に設置された帰還困難者に限る)、富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・美里町(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難者に限る)、以及、飯舘村

有林福島・農業管理課 251林地の一部、252林地、253林地の一部、258林地から270林地まで、830林地から300林地までの一部の区のうち福島第一原子力発電所から半径2キロメートルの範囲の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上80キロメートル以内の区域のうち原町高倉字原町、原町高倉字原木森、原町高倉字原木森、原町高倉字五台、原町高倉字原木森、原町高倉字五台の区域。

）、旧下野村、旧小山町、旧筑紫町、旧佐野町、旧足利町、旧石见町、新所町（新井宿）、旧日光石川村（日光石川宿）、日光市（日光市宿）、日光温泉町（日光温泉宿）、日光市（日光久保田の区域に限る）、¹⁵巖舟町（日光巖舟の区域に限る）、¹⁶西原町（日光西原の区域に限る）、¹⁷山形町（日光山形の区域に限る）、¹⁸荒川町（日光荒川の区域に限る）、¹⁹猿橋町（日光猿橋の区域に限る）、²⁰伊香町（日光伊香の区域に限る）、²¹川俣町（日光川俣の区域に限る）、²²大平町（日光大平の区域に限る）。

*5 福岡県・熊本県・鹿児島県(市町)、平成24年3月20日付け指針により認定された「福岡圏区域を除く区域に限る」。(川田町:平成25年6月7日付け指針により認定された「福岡圏区域を除く区域に限る」)、相模原市、高幡町(平成25年6月7日付け指針により認定された「狛造園区域と隣接する居住制度区域及び避難指示解除準備区域に限る」)。

難波地区を「区域に限る」。), 大阪市(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。), 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。), 淀江町(平成25年8月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。), 淀川区(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。), 莘原町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。)及び般若町(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。)

※6 福島県いわき市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。), 伊那村(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。), 萩原町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。), 大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。), 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。), 淀川区(平成25年8月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。), 莘原町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。)及び般若町(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く「区域に限る」。)

※7 福島県南相馬市 平成24年3月30日付け指しにより設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町 平成25年8月7日付け指しにより設定された居住制限区域に限る。)、大熊町 平成24年1月3日付け指しにより設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町 平成25年5月7日付け指しにより設定された帰還困難区域に限る。)

た帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、茅尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)

※8 イカナゴ(稚魚を除く)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、カサゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、サクラマス、シロメバル、スズキ、ヌマガレイ、ムラソイ、ビノ

*9 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※10 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年11月14日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。) |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町 |
| | タケノコ | 一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市 |
| | コシアブラ | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ゼンマイ | 一関市、奥州市、住田町 |
| | セリ(野生のものに限る。) | 奥州市 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町 |
| | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 砂鉄川(支流を含む。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 肉 | ヤマドリの肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 仙台市、栗原市、大崎市、村田町 |
| | タケノコ | 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。) |
| | クサソテツ(こごみ) | 気仙沼市、栗原市 |
| | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大崎市 |
| | コシアブラ | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 |
| | ゼンマイ | 気仙沼市、大崎市、丸森町 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 気仙沼市、栗原市、大崎市 |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに瀬川4号堰堤の上流を除く。) |
| | アユ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| 肉 | ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) |
| | タケノコ | 北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| 水産物 | アメリカナマズ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| | ウナギ | 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年11月14日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 足利市、真岡市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塙谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | サンショウ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ゼンマイ(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、那須町 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塙谷町、那須町 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市 |
| | クリ | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | ケマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリの肉 | 全域 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) |
| 水産物 | コイ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) |
| | ウナギ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。) |
| | コシアブラ | 長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村 |
| | | |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町 |

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

參考資料 2

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年11月14日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成28年11月14日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|---|--|---|--|---|---|---|--|--|---|--|---|---|---|----|
| クサソツ(こごみ) | | H28.3.9～: 福島市、桑折町 H28.3.1～: 福島市、伊達市、郡山市、三春町 H28.3.2～: 川俣町 H28.3.2～: 桑折町、古殿町 H28.3.10～: 本松市、大玉村 H28.3.14～: 郡山市 H28.3.14～: 福島市、郡山市 H28.3.14～: 川俣町 H28.4.4～: 会津美里町 H27.4.9～: 福島市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| クサソツ(こごみ) (野生のものに限る。) | | H28.3.2～: 福島市、二本松市 H28.3.7～: 福島市、白河市、喜多方市、磐梯郡耶麻町、猪苗町、東町 H24.3.10～: 伊達市、郡山市、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鏡川村 H24.3.14～: 震災用田、いわき市、川原町、石川町、天栄村 H24.3.17～: 猪苗町、磐梯代村 H28.3.1～: 猪苗町、北郷町 H28.3.14～: 猪苗町 H28.3.1～: 福島市、南相馬市、古殿町、南会津町、新潟町、東映村 H28.3.2～: 三島町、川内村 H28.3.2～: 遠川町、庄蔵村 H28.3.2～: 本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H28.3.2～: 三春町 H28.3.2～: 会津若松市、鏡石町 H28.3.2～: 金山町 H28.3.10～: 田村村 H28.4.2～: 番会摩斯 H28.3.6～: 舟見町 H28.4.5～: いわき市、二本松市 H24.3.10～: 福島市 H24.3.2～: 川俣町 H28.3.1～: 福島市 H28.3.14～: 猪苗町、遠賀村 H28.3.1～: 震災用田 H28.3.2～: 川内村 H28.3.10～: 番会摩斯 H27.3.11～: 田村村 | | | | | | | | | | | | | | | |
| コシアブラ (野生のものに限る。) | | H28.3.14～: 庄蔵村、大玉村 ウワバミソ (野生のものに限る。) | H28.3.24～: 震災用田、郡山市 H28.3.1～: いわき市、相馬市、伊達市、福島市 H28.3.2～: 福島市 H28.3.7～: 福島市、白河市、猪苗町、新地町 H24.3.10～: 大玉村、西郷村 H24.3.1～: 川俣町 H28.4.2～: 南相馬市 H28.3.14～: 庄蔵村、大玉村 ゼンマイ | H28.3.1～: 福島市、南相馬市、伊達市、郡山市、新潟町、東映村 H28.3.2～: 三島町、川内村 H28.3.2～: 遠川町、庄蔵村 H28.3.2～: 本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H28.3.2～: 三春町 H28.3.2～: 会津若松市、鏡石町 H28.3.2～: 金山町 H28.3.10～: 田村村 H28.4.2～: 番会摩斯 H28.3.6～: 舟見町 H28.4.5～: いわき市、二本松市 H24.3.10～: 福島市 H24.3.2～: 川俣町 H28.3.1～: 福島市 H28.3.14～: 猪苗町、遠賀村 H28.3.1～: 震災用田 H28.3.2～: 川内村 H28.3.10～: 番会摩斯 H27.3.11～: 田村村 | | | | | | | | | | | | | |
| ゼンマイ (野生のものに限る。) | | H28.3.14～: 庄蔵村、大玉村 ウワバミソ (野生のものに限る。) | H28.3.24～: 震災用田、郡山市 H28.3.1～: いわき市、相馬市、伊達市、福島市 H28.3.2～: 福島市 H28.3.7～: 福島市、白河市、猪苗町、新地町 H24.3.10～: 大玉村、西郷村 H24.3.1～: 川俣町 H28.4.2～: 南相馬市 H28.3.14～: 庄蔵村、大玉村 カクノメ (野生のものに限る。) | H28.3.1～: 福島市、南相馬市、伊達市、郡山市、新潟町、東映村 H28.3.2～: 三島町、川内村 H28.3.2～: 遠川町、庄蔵村 H28.3.2～: 本宮市、震災用田 H28.3.2～: 鏡石町 H28.3.10～: 田村市 H28.3.14～: 震災用田 フキ | H28.3.2～: 福島市、川俣町、田村市、福島市、庄蔵村 H24.4.2～: 福島市、伊達市、舟見町、郡山市 H28.3.1～: 猪苗町、遠賀村 H27.3.2～: 福島市 H28.3.1～: 猪苗町、遠賀村 H28.3.1～: 震災用田 H28.3.2～: 本宮市 H28.3.10～: 田村市 H28.3.14～: 震災用田 フキノトウ (野生のものに限る。) | H28.4.2～: 福島市、川俣町、田村市、福島市、庄蔵村 H24.4.1～: 伊達市、舟見町、郡山市 H28.3.1～: 猪苗町、遠賀村 H27.3.2～: 福島市 H28.3.1～: 震災用田 H28.3.10～: 田村市 H28.3.14～: 震災用田 ワラビ | H28.3.17～H27.5.15～: 震災用田、喜多方市 (被爆されるワラビは出荷制限の対象から除外。) H24.4.17～H27.5.15～: 震災用田、喜多方市 (被爆されるワラビは出荷制限の対象から除外。) H28.4.2～: 南相馬市 H28.3.1～: 福島市、喜多方市、郡山市、郡内町、猪苗町、郡内片倉字行舟及び郡内片倉字大原字和田城の区域に限る。) H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) ウメ | H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域を除く。) H28.4.2～H29.10.21解除: 舟見町 H30.6.6～H31.4.11解除: 舟見町 | H28.3.2～: 福島市、南相馬市 H28.3.14～: 震災用田 H28.3.1～: 猪苗町、遠賀村 H27.3.2～: 福島市 H28.3.1～: 震災用田 H28.3.10～: 本宮市 H28.3.17～: 川俣町 ワラビ(野生のものに限る。) | H28.3.2～H29.10.21解除: 福島市、伊達市、会津若松市 H28.3.14～: 庄蔵村 H28.3.1～: いわき市、伊達市、会津若松市 H28.3.2～: 福島市、南相馬市 H28.3.14～: 震災用田 H28.3.1～: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市 H23.3.21～H28.3.17解除: 猪苗町 | H23.6.2～H28.10.21解除: 福島市、伊達市、会津若松市 H28.3.4～: 南相馬市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) ユズ | H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域を除く。) H28.3.2～: 福島市、南相馬市 H28.3.14～: 震災用田 H28.3.1～: 猪苗町、遠賀村 H27.3.2～: 福島市 H28.3.1～: 震災用田 クリ | H23.9.25～H27.12.3解除: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市 | H23.12.9～H26.12.25解除: 南相馬市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) キウイフルーツ | H23.12.9～H26.12.25解除: 南相馬市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) H23.12.9～H26.12.25解除: 福島市 (旧佐倉村及び旧保坂村の区域に限る。) | H25.1.4～H26.3.13～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 福島市 (旧笠生町の区域に限る。)、南相馬市 (旧石神村の区域に限る。) | 小豆 |
| 甜菜 大豆 | | H24.11.15～H25.11.7～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 南相馬市 (旧石神村の区域に限る。) H24.12.25～H26.3.13～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 莫賀川市 (旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13～: 部分解除 ～H26.10.7解除: 郡山市 (旧高野町の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.9～: 部分解除 ～H26.10.7解除: 桑折町 (旧逢崎町の区域に限る。) H25.2.18～H26.7.10～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 福島市 (旧立子山村の区域に限る。) H25.3.5～H26.7.10～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 福島市 (旧佐倉村及び旧保坂村の区域に限る。) H25.3.2～H26.10.23解除: 福島市 (旧鹿塚村の区域に限る。) H25.1.4～H26.5.17～: 部分解除 ～H26.10.7解除: 伊達市 (旧本町及び旧富野村の区域に限る。) H25.1.4～H26.5.17～: 部分解除 ～H26.10.7解除: 南相馬市 (旧太田村の区域に限る。) H26.12.17～H27.5.23～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 本宮市 (旧白岩村に限る。) H26.12.17～H27.5.23～: 部分解除 ～H26.3.25解除: 本宮市 (旧白岩村に限る。) H26.12.17～H27.5.23～: 部分解除 ～H26.3.25解除: 大玉村 (旧大山町に限る。) | 小豆 | | | | | | | | | | | | | | |
| 穀類 米 (平成23年度) | | H28.3.11～: 福島市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) H28.3.12～: 福島市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) H28.3.13～: 福島市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) H28.3.14～: 福島市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) H28.3.15～: 福島市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) H28.3.16～: 福島市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) H28.3.17～: 福島市 (福島第一原発事故所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮山、原町区高倉字横川、原町区馬場字葉室原、原町区片倉字行舟及び原町区片倉字大原字和田城の区域に限る。) | 穀類 米 (平成23年度) | | | | | | | | | | | | | | |

※[]の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年11月14日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年11月14日現在

| 青森県 | | 出荷制限 | | |
|---------------------|---|---|---|--|
| 農産物 キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.29~: 十和田市、陸奥市 (カラタケを除く。) H24.11.01~: 陸奥市 (カラタケに限る。) | H24.10.29~: 十和田市、陸奥市 (カラタケを除く。) H24.11.01~: 陸奥市 (カラタケに限る。) | | |
| 水産物 マダラ | H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県岩手海岸に於ける灰鰐灯台と北海道函館市厚岸町灯台とを始め、同様の中心部の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線開港手前地帯 | H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県岩手海岸に於ける灰鰐灯台と北海道函館市厚岸町灯台とを始め、同様の中心部の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線開港手前地帯 | | |
| 端県 | | | | |
| タケノコ | H24.6.31~: 一関市、高崎市 H25.4.30~: 陸前高田市 (下記の区域を除く。) H25.5.30~: 陸前高田市 (アラカツに限る。) | | | |
| | H25.5.30~: 陸前高田市 (アラカツに限る。) | | | |
| 原木クリタケ(露地栽培) | H24.11.21~: 一関市、高崎市 | H24.11.21~: 一関市、高崎市 | | |
| 野菜類 | H24.4.19~H27.4.10~: 陸前高田市、佐藤町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.21~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.22~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.23~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.24~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.26~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H27.4.10~: 陸前高田市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | H24.4.19~H27.4.10~: 陸前高田市、佐藤町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.21~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.22~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.23~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.24~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.26~H27.4.10~: 陸前高田市、大船町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H27.4.10~: 陸前高田市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | | |
| | H24.5.10~H25.4.8解除: 釜石市 | H24.5.10~H25.4.8解除: 釜石市 | | |
| | H24.5.10~: 釜石市、平泉町 | H24.5.10~: 釜石市、平泉町 | | |
| | H24.5.11~: 釜石市、平泉町 | H24.5.11~: 釜石市、平泉町 | | |
| | H24.5.12~: 釜石市 | H24.5.12~: 釜石市 | | |
| | H24.5.13~: 釜石市 | H24.5.13~: 釜石市 | | |
| | H24.5.14~: 釜石市 | H24.5.14~: 釜石市 | | |
| | H24.5.15~: 釜石市 | H24.5.15~: 釜石市 | | |
| | H24.5.16~: 釜石市 | H24.5.16~: 釜石市 | | |
| | H24.5.17~: 釜石市 | H24.5.17~: 釜石市 | | |
| セリ(野生のものに限る。) | H24.5.30~H27.2.19解除: 釜石市 | H24.5.30~H27.2.19解除: 釜石市 | | |
| ゼンマイ | H24.5.16~: 高崎市 | H24.5.16~: 高崎市 | | |
| ワラビ(野生のものに限る。) | H24.5.17~: 高崎市 | H24.5.17~: 高崎市 | | |
| 雜穀 大豆 | H25.1.4~H25.2.4~: 郡部町 ～H27.7.17解除: 一関市 (田畠清水村の区域に限る。) | H25.1.4~H25.2.4~: 郡部町 ～H27.7.17解除: 一関市 (田畠清水村の区域に限る。) | | |
| 穀類 細バ | H24.11.12~H25.4.11~: 鹿角市 H24.11.20~H25.4.11~: 鹿角市 (田川村の区域に限る。) | H24.11.12~H25.4.11~: 鹿角市 H24.11.20~H25.4.11~: 鹿角市 (田川村の区域に限る。) | | |
| 水産物 | スズキ クロダイ マダラ ヒラメ | H24.10.25~H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H24.11.01~: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H24.5.2~H27.11.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H25.5.4~H27.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山原上から正東の線、宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線及び H24.5.8~H27.9.30解除: 鎌井川 (支流を含む。) | H24.10.25~H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H24.11.01~: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H24.5.2~H27.11.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H25.5.4~H27.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山原上から正東の線、宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線及び H24.5.8~H27.9.30解除: 鎌井川 (支流を含む。) | |
| | イワフ(稚種を除く。) | H24.5.8~H27.9.30解除: 鎌井川 (支流を含む。) | | |
| | ウグイ | H24.5.11~H27.3.19解除: 流見川 (支流を除く。) | | |
| | 牛の肉 | H23.8.14~H23.8.24~: 金峰町 (果樹の認められ出荷・陳腐化方針に基づき管理される名前を除く。) | | |
| | クマの肉 | H24.1.9~: 金峰町 | | |
| | シカの肉 | H24.7.29~: 金峰町 | | |
| | ヤマドリの肉 | H24.6.22~: 金峰町 | | |
| 宮城県 | | | | |
| 野菜類 | タケノコ | H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.6.1~: 丸森町 (下記の区域を除く。) H24.6.1~H27.4.17解除: 丸森町 (白石新野村の区域に限る。) | H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.6.1~: 丸森町 (下記の区域を除く。) H24.6.1~H27.4.17解除: 丸森町 (白石新野村の区域に限る。) | |
| | コシアブラ | H24.6.23~H27.7.17解除: 原町市 (田川村の区域に限る。) | H24.6.23~H27.7.17解除: 原町市 (田川村の区域に限る。) | |
| | セリ(野生のものに限る。) | H24.5.30~H27.2.19解除: 釜石市 | H24.5.30~H27.2.19解除: 釜石市 | |
| | ゼンマイ | H24.5.16~: 高崎市 | H24.5.16~: 高崎市 | |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | H24.5.17~: 高崎市 | H24.5.17~: 高崎市 | |
| | 雜穀 大豆 | H25.1.4~H25.2.4~: 郡部町 ～H27.7.17解除: 一関市 (田畠清水村の区域に限る。) | H25.1.4~H25.2.4~: 郡部町 ～H27.7.17解除: 一関市 (田畠清水村の区域に限る。) | |
| | 穀類 細バ | H24.11.12~H25.4.11~: 鹿角市 H24.11.20~H25.4.11~: 鹿角市 (田川村の区域に限る。) | H24.11.12~H25.4.11~: 鹿角市 H24.11.20~H25.4.11~: 鹿角市 (田川村の区域に限る。) | |
| | 水産物 | H24.10.25~H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H24.11.01~: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H24.5.2~H27.11.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H25.5.4~H27.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山原上から正東の線、宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線及び H24.5.8~H27.9.30解除: 鎌井川 (支流を含む。) | H24.10.25~H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H24.11.01~: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H24.5.2~H27.11.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸界で囲まれた海域 H25.5.4~H27.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山原上から正東の線、宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線及び H24.5.8~H27.9.30解除: 鎌井川 (支流を含む。) | |
| | クサンチツ(こごみ) | H24.4.27~H27.4.28解除: 鶴巣川 (被剥離されるクサンチツは出荷制限の対象から除く。) | H24.4.27~H27.4.28解除: 鶴巣川 (被剥離されるクサンチツは出荷制限の対象から除く。) | |
| | コシアブラ | H24.5.1~H27.4.28解除: 七ヶ宿町 H24.5.1~H27.4.29解除: 大衡村 | H24.5.1~H27.4.28解除: 七ヶ宿町 H24.5.1~H27.4.29解除: 大衡村 | |
| | ゼンマイ | H24.4.27~H27.4.29解除: 前谷町 | H24.4.27~H27.4.29解除: 前谷町 | |
| | タラメ(野生のものに限る。) | H24.8.28~: 仙台市、栗原市、大崎市 | H24.8.28~: 仙台市、栗原市、大崎市 | |
| 雜穀 大豆 | H25.1.4~H25.3.15~: 郡部町 ～H25.11.15~: 藤原市 (旧金田村の区域に限る。) | H25.1.4~H25.3.15~: 郡部町 ～H25.11.15~: 藤原市 (旧金田村の区域に限る。) | | |
| 穀類 平成25年産 | H25.5.19~H25.8.18解除: 藤原市 (旧金田村の区域に限る。) | H25.5.19~H25.8.18解除: 藤原市 (旧金田村の区域に限る。) | | |
| 穀類 シバ | H24.11.15~H25.4.11~: 藤原市 (旧金田村の区域に限る。) | H24.11.15~H25.4.11~: 藤原市 (旧金田村の区域に限る。) | | |
| 水産物 | クロダイ | H24.5.8~H27.11.20解除: 宮城県石巻市金華山原上から正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線及び H24.11.01~: 宮城県石巻市金華山原上から正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線 | H24.5.8~H27.11.20解除: 宮城県石巻市金華山原上から正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線及び H24.11.01~: 宮城県石巻市金華山原上から正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線 | |
| | スズキ | H24.4.12~H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線 | H24.4.12~H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線 | |
| | ヒラメ | H24.5.30~H25.4.11~: 解除: 宮城県石巻市金華山原上から正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線 | H24.5.30~H25.4.11~: 解除: 宮城県石巻市金華山原上から正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線 | |
| | マダラ | H24.5.4~H25.4.30解除: 大衡村 (田川村の区域に限る。) | H24.5.4~H25.4.30解除: 大衡村 (田川村の区域に限る。) | |
| | ヒガングフ | H24.5.8~H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山原上から正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線及び H24.11.01~: 宮城県石巻市金華山原上から正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線 | H24.5.8~H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山原上から正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線及び H24.11.01~: 宮城県石巻市金華山原上から正東の線、我が国獨特の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城県與島原県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山原上から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線に至る線 | |
| | アユ(稚種を除く。) | H24.6.27~H25.2.25解除: 宮城県内どの区域 (支流を含む。) のうち、白鶴川より上流の白石川 (支流を含む。) | H24.6.27~H25.2.25解除: 宮城県内どの区域 (支流を含む。) のうち、白鶴川より上流の白石川 (支流を含む。) | |
| | ヤマメ(稚種を除く。) | H24.4.20~H27.3.20解除: 宮城県内どの区域 (支流を含む。) のうち、七ヶ宿ダムの上流を除く。(ただし、下記の支流を除く。) | H24.4.20~H27.3.20解除: 宮城県内どの区域 (支流を含む。) のうち、七ヶ宿ダムの上流を除く。(ただし、下記の支流を除く。) | |
| | イワナ(稚種を除く。) | H24.5.27~: 大衡村 (大衡ダムより上流) (支流を含む。) 及び名取川 (支流を含む。) 及び七ヶ宿ダムの上流 (支流を含む。) | H24.5.27~: 大衡村 (大衡ダムより上流) (支流を含む。) 及び名取川 (支流を含む。) 及び七ヶ宿ダムの上流 (支流を含む。) | |
| | ウグイ | H24.4.22~: 三道戸 (うち) うなぎ山川の上流 (支流を含む。) 及び名取川 (支流を含む。) 及び七ヶ宿ダムの上流 (支流を含む。) | H24.4.22~: 三道戸 (うち) うなぎ山川の上流 (支流を含む。) 及び名取川 (支流を含む。) 及び七ヶ宿ダムの上流 (支流を含む。) | |
| | 牛の肉 | H22.7.22~H23.8.10~: 金峰町 (果樹の認められ出荷・陳腐化方針に基づき管理される牛除く。) | H22.7.22~H23.8.10~: 金峰町 (果樹の認められ出荷・陳腐化方針に基づき管理される牛除く。) | |
| 肉 インシの肉 | インシの肉 | H24.8.22~: 角田町、丸森町、山元町 H24.8.23~: 金峰町 (上記地域を除く。) | H24.8.22~: 角田町、丸森町、山元町 H24.8.23~: 金峰町 (上記地域を除く。) | |
| | イシの肉 | H24.8.24~: 金峰町 (上記地域を除く。) | H24.8.24~: 金峰町 (上記地域を除く。) | |

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年11月14日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

| 静岡県 | | 出荷制限 |
|------|------------------|---|
| 水産物 | ヤマメ(稚魚を除く。) | H24.8.10～H25.1.23解禁：桶木川内の彦良津川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、奥申川との合流点から下流の部分に限り。) H24.11.10～H25.3.26解禁：桶木川内の彦良津川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) |
| | イワナ(稚魚を除く。) | H24.6.20～H25.12.17解禁：桶木川内の彦良津川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.3.30～H27.2.28解禁：桶木川内の彦良津川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) |
| 肉 | ウグイ(稚魚を除く。) | H24.5.7～H24.5.28解禁：大芦川(支流を含む。ただし、糸井川及びその支流を除く。) H24.5.20～H24.5.28解禁：大芦川(支流を含む。ただし、糸井川及びその支流を除く。) |
| | 牛の肉 | H23.8.2～H24.8.25～解禁：金枪(県の定める比倒)；将進方式に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.12.2～H23.12.25～解禁：金枪(県の定める比倒)；将進方式に基づき管理される牛の肉を除く。) |
| その他 | イノシシの肉 | H23.12.2～H23.12.25～解禁：金枪(県の定める比倒)；将進方式に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| | シカの肉 | H23.12.2～H23.12.25～解禁：金枪(県の定める比倒)；将進方式に基づき管理されるシカの肉を除く。) |
| 茶 | 茶 | H23.8.2～H24.6.1解禁：桶木川 H23.8.2～H25.3.26解禁：大芦川市 H23.8.2～H25.5.31解禁：糸井川 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.8解禁：全域 |
| | カキナ | H23.3.21～4.8解禁：全域 |
| 水産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.1～：猪苗代町、高根町、綿贯村 H24.10.10～：高根町 H24.10.16～：猪苗代町 H24.10.23～：猪苗代町 H24.11.13～：みなかみ町 |
| | ヤマメ(稚魚を除く。) | H24.4.27～H24.11.9解禁：利根川(支流を含む。) H24.4.27～H24.5.25解禁：小川(支流を含む。)及び純ノ木川(支流を含む。) |
| 水産物 | イワナ(稚魚を除く。) | H24.4.9～：利根川(うち利根島側から東京電力株式会社佐久発電所至利根川海水施設までの区間)(支流を含む。) (24.6.8～24.11.19解禁：利根川(うち利根島側から東京電力株式会社佐久発電所至利根川海水施設までの区間)(支流を含む。)) |
| | イノシシの肉 | H24.4.25～H25.4.25解禁：利根川(支流を含む。) |
| 肉 | クマの肉 | H24.10.10～：金枪 |
| | シカの肉 | H24.11.14～：金枪 |
| その他 | ヤマドリの肉 | H23.1.30～H24.2.28解禁：猪苗代町 H23.8.20～H25.6.28解禁：利根川 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.1～：饭能町、青梅町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.5～：越生町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | ホウレンソウ | H23.4.4～4.22解禁：旭市、取手市、多古町 |
| | シメジ(キンサンバイ、サンチュ) | H23.4.4～4.22解禁：旭市 |
| 水産物 | ハゼ(セリ) | H23.4.4～4.22解禁：旭市 |
| | セルリー | H23.4.5～H23.10.23解禁：市原市、木更津市 (24.4.5～H23.1.14解禁：市原市) (24.4.5～H23.2.1解禁：木更津市) (24.4.11～H23.1.22解禁：市原市、井貝浦) H24.4.11～H23.10.23解禁：八千代市 H24.4.12～H23.10.23解禁：船橋市 H24.4.18～H23.10.23解禁：三山市 |
| 農産物 | タケノコ | H23.10.1～：君津子市 H23.10.11～H28.10.14～：御宿町、君津市(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される君木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から離く。) H23.11.15～：君津市 |
| | 原木シタケ(露地栽培) | H23.12.22～H28.10.14～：御宿町、君津市 H24.2.29～H28.1.25～：印旛宿(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から離く。) H24.4.10～：白井市 |
| 水産物 | タケノコ | H24.4.15～：千葉市、八千代市 H24.5.16～H28.3.19～：君津市(山武市)(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から離く。) H24.11.14～H28.11.20～：御宿町、君津市(山武市)(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から離く。) H24.6.16～H28.3.19～：御宿町、山武市(山武市)(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から離く。) H24.11.14～H28.11.20～：御宿町、君津市(山武市)(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から離く。) H24.12.14～H28.10.14～：御宿町、君津市(山武市)(ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(高地栽培)は出荷制限の対象から離く。) |
| 水産物 | ギンブナ | H24.7.19～：平塚港及び平塚港に隣接する両用(支流を含む。)平塚川(支流を含む。) |
| | コイ | H25.1.29～：平塚港及び平塚港に隣接する両用(支流を含む。)平塚川(支流を含む。) |
| 肉 | ウナギ | H28.11.12～：千葉県内の利根川のうち利根の大網の下流(支流を含む。)利根川水場及び印旛水門の上流、利根用水第一通水場等の下流、八街川、年田瀬並びに考田川を除く。) |
| | イノシシの肉 | H24.11.8～H25.3.18～：御宿町(県の定める出荷・販賣方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.8.2～H24.8.27解禁：大網白里町 H23.14～H24.5.21解禁：勝浦市 H23.6.2～H24.2.25解禁：八街市 H23.6.2～H24.2.28解禁：野田市、富原市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解禁：成田市 |
| 神奈川県 | | 出荷制限 |
| その他 | 茶 | H23.8.2～8.29解禁：南足柄市 H23.8.23～9.12解禁：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解禁：愛川町、清川町 H23.8.23～10.26解禁：相模原市 H23.8.27～10.26解禁：中井町 H23.6.2～11.10解禁：小田原市 H23.6.2～H24.10.19解禁：通河原町 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | H24.11.5～：金城(佐渡市及び県島漁村を除く。) |
| | 山梨県 | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.29～：笛貫町、笛貫町、高根町 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.29～：豊野沢町、御代田町 H24.10.1～：小坂町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：小坂町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：小坂町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H28.1.19～：飯山市(マツタケを除く。) H24.10.1～H28.1.19～：飯山市(マツタケを除く。) H24.10.1～H28.1.19～：飯山市(マツタケを除く。) H24.10.1～H28.1.19～：飯山市(マツタケを除く。) H24.10.1～H28.1.19～：飯山市(マツタケを除く。) H25.10.2～H28.1.19～：飯山市(マツタケを除く。) |
| | コシアブラ | H24.8.29～：新潟市、佐野真岡 H24.8.29～：小菅村、御代田町 H27.2.29～：木島平村 |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H25.1.8～：御殿場市、小山町 H25.10.2～：富士宮市、富士市 |
| | 茶 | H26.10.7～：御殿場市 |

※□の箇所は、出荷制限の対象

参考資料3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成28年11月14日現在

| 福島県 | 摂取制限 |
|---|--|
| H23.3.23～下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） |
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 |
| | H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） | |
| H23.3.23～下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 |
| 野菜 結球性葉菜類(キャベツ等) | H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） |
| | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） | |
| H23.3.23～下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.23～5.4解除：いわき市 |
| | H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 |
| | H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 |
| | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） | |
| 原木シイタケ(露地) | H23.4.13～：飯館村 |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市 |
| 水産物 ヤマメ(養殖を除く。) | H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川(支流を含む。) |
| 肉 イノシシの肉 | H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、波江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 |

*□の箇所は摂取制限の対象